

鳥取市地域活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 7 年 9 月 2 5 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第 4 5 号

鳥取市地域活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例

鳥取市地域活性化施設の設置及び管理に関する条例（平成 1 6 年鳥取市条例第 1 1
3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表鳥取市佐治町福園多目的集会所の項及び鳥取市佐治町上地集会所の項を
削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。